

姫 監 公 表 第 5 号

令和 4年 3月 28日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（前期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書
- 3 健康福祉局（前期）定期監査結果報告書
- 4 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 5 市民局（後期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書

令和3年度 市民局（後期）定期監査（行政監査を含む。）及び指定
管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

市民局

生涯現役推進室

出先機関 家島老人福祉センター、香寺健康福祉センター、
香寺いきがいセンター、家島群島開発総合センター、
生涯学習大学校、好古学園大学校

イ 指定管理者監査

(ア) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

（市民会館、花の北市民広場、城乾市民センター、中央市民センター、
大的市民センター）

(イ) 株式会社ビケンテクノ

（高岡市民センター、勝原市民センター、北部市民センター）

(ウ) 神姫バスグループ共同事業体（楽寿園）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、
リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度
等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点
を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて
いるかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理さ
れているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定
書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年12月10日から令和4年2月17日まで

イ 指定管理者監査

(ア) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

監査事務局及び現地

令和4年1月7日から同年2月17日まで

(イ) 株式会社ビケンテクノ

監査事務局及び現地

令和4年1月18日から同年2月17日まで

(ウ) 神姫バスグループ共同事業体

監査事務局及び現地

令和4年1月6日から同年2月17日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 指定管理者監査

ア 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 株式会社ビケンテクノ

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ウ 神姫バスグループ共同事業体

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。